

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	軽自動車税関係事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

嘉島町は、軽自動車税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

熊本県嘉島町長

## 公表日

令和7年11月18日

[令和7年5月 様式2]

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	軽自動車税関係事務
②事務の概要	<p>軽自動車税は、賦課期日(その年の4月1日)に軽自動車等の定置場を嘉島町内に有する所有者に対して課税を行うものである。</p> <p>軽自動車等(軽自動車、原動機付自転車等)を購入または譲り受けるなどした場合や、譲渡や盗難などにより所有しなくなった場合に申告が行われる。その際、車両の種類に応じて申告先が異なり、三輪・四輪の軽自動車に関しては軽自動車検査協会へ、二輪の小型自動車・二輪の軽自動車に関しては陸運事務所へ行われ、原動機付自転車・小型特殊自動車等に関するものは当該市町村に対して申告が行われる。</p> <p>なお、公益のために直接専用するもの、又は身体障がい者等が所有する軽自動車等は、減免申請書を嘉島町にて受け付け必要に応じて減免を行う。</p> <p>・本事務における特定個人情報ファイルは、下記の事務に使用している。</p> <p>①課税対象者情報の準備。(地方税法第442条の2、第445条) ②納税者の軽自動車情報の登録・抹消情報を受領する。(地方税法第447条) ③納税者に対し、納税通知書(税額決定通知書)と納付書を送付する。 ④納税者から減免申請書を受領する。(地方税法第454条、嘉島町税条例第89条、第90条) ⑤減免申請の対象者であるか関係部署への照会を行う。</p>
③システムの名称	軽自動車税システム、収納管理システム、滞納管理システム、団体内統合宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
軽自動車税情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表24、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	

## 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先 嘉島町総務課  
861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530  
問い合わせ先電話番号 096-237-2111

## 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 嘉島町企画情報課  
861-3192 熊本県上益城郡嘉島町上島530  
問い合わせ先電話番号 096-237-2641

## 9. 規則第9条第2項の適用

[ ]適用した

適用した理由

## II しきい値判断項目

### 1. 対象人数

評価対象の事務の対象人数は何人か	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>[ 1,000人以上1万人未満 ]</p> <p>1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<p>[ 500人未満 ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 500人以上    2) 500人未溎</p>
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点

### 3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<p>[ 発生なし ]</p> <p>&lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 発生あり    2) 発生なし</p>
--	--

## III しきい値判断結果

### しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]	<選択肢>	1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ○ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ○ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ○ ]接続しない(入手) [ ○ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

## 7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
-----------------------------	---------------------	---

## 8. 人手を介在させる作業

[      ]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを元須している。いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしている。 ・個人番号および本人情報が記載された申告書の保管・廃棄

## 9. 監査

実施の有無

[○] 自己点検

[ ] 内部監査

[ ] 外部監査

## 10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発

[ 十分に行っている ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れて行っている
- 2) 十分に行っている
- 3) 十分に行っていない

## 11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[ 全項目評価又は重点項目評価を実施する ]

最も優先度が高いと考えられる対策

[ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 ]

<選択肢>

- 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策
- 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策
- 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策
- 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)
- 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策
- 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策
- 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策
- 9) 従業者に対する教育・啓発

当該対策は十分か【再掲】

[ 十分である ]

<選択肢>

- 1) 特に力を入れている
- 2) 十分である
- 3) 課題が残されている

判断の根拠

当町の業務システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に限定しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐づけられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐づけ、事務に必要のない情報との紐づけが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所